

## 労働者健康福祉機構における節電実行計画

### 1 基本的方針

労働者健康福祉機構は、「夏期の電力需給対策について」(平成23年5月13日電力需給緊急対策本部)、「厚生労働省節電実行計画」(平成23年6月7日厚生労働省)等に基づいて、施設利用者及び職員の保健衛生及び安全に配慮し、特に労災病院においては患者の生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備を有していることを考慮しつつ、実効ある節電対策を講じる。これにより、平成23年度夏期のピーク期間・時間帯(注)における最大使用電力の抑制について、積極的に取り組むこととする。(注)平成23年7月～9月(平日)の9時～20時

### 2 節電対象施設

東京電力管内及び東北電力管内の全施設(35施設)を対象とし、うち病院付設により電力契約を直接締結していない4施設を除いた31施設について、下記3のとおり節電目標を設定する。

ただし、管内の労災病院(11病院)については、原則として患者の診療に直接影響を与えない部門(管理部門・医局・事務局等、以下、「管理部門等」という。)を対象とする。

### 3 節電目標

#### ①労災病院(11 か所)

労災病院については制限緩和の適用(削減率0%)を受けているが、管理部門等を対象とした最大限の節電により、各病院で可能な範囲の抑制に努めるものとする。

具体的な数値目標については、別紙のとおり。

#### ②労災看護専門学校(2か所)

25%抑制

#### ③労災リハビリテーション作業所(2か所)

15%抑制

#### ④産業保健推進センター(15か所、産業保健推進連絡事務所含む。)

15%抑制

#### ⑤機構本部(1か所)

15%抑制

ただし、④及び⑤の施設についてはテナント施設であることから、目標数値を検証可能な上記の数値とするが、25%抑制相当の節電対策に積極的に取り組むこととする。

## 4 具体的な取組

### (1) 施設の一時的な閉鎖

#### ① 総合研修センターの一時閉鎖

7月～9月の間に予定されていた本部研修については、10月以降に延期することにより、総合研修センターを3か月間閉鎖する。

#### ② 看護学校の一時閉鎖

看護学校のカリキュラムを調整して、夏季休暇期間を延長することにより、看護学校の教室部分を閉鎖する。

東北看学 当初28日間→39日間へ、11日間延長

千葉看学 当初40日間→51日間へ、11日間延長

横浜看学 当初20日間→44日間へ、24日間延長

### (2) 業務の見直し

#### ① 会議日程の見直し

7月～9月の間に東京電力管内及び東北電力管内で予定していた全国会議及び研修については、中止又は10月以降に日程を変更する。

#### ② 本部内会議の開催時間の見直し

本部内において開催する会議については、原則午前中の開催とするよう時間調整を行う。

#### ③ 時間外勤務の縮減

業務の効率化等を推進することにより、超過勤務時間の縮減を図る。

### (3) 電力使用を抑制するための施設管理

#### ① 照度調整

病院以外の施設については、業務に必要な最低基準の照度を確保しつつ、50%程度の消灯もしくは蛍光灯の間引きを実施する。

病院においても、管理部門等は同様に可能な限りの消灯もしくは蛍光灯の間引きを行う。

#### ② 温度調整

28度設定の温度管理を徹底し、空調利用を極力抑制する。

クールビズが可能な職種については、一層の徹底促進を図る。

#### ③ パソコンの省電力設定

すべてのパソコンを省電力モードに変更するとともに、ディスプレイの輝度を低減する。

#### ④ プリンターの使用制限

事務所内のコピー機、プリンターについては、原則として各室1台ずつ利用を制限する。

#### ⑤ エレベーターの稼働制限

自主管理が可能な施設にあつては、利用台数の制限及び利用時間の短縮を実施する。

共用ビルに入居している施設にあつては、ビル管理会社の方針に従うこととする。

⑥その他の電力使用機器の使用制限

コーヒーマーカー、電気ポット等の使用を停止し、可能な限り冷蔵庫を集約化する。

暖房便座等の使用を停止する(共用部分にある場合には、ビル管理会社の方針に従う。)

事務所等に設置している冷蔵庫については、可能な限り集約化して使用する。

可能な機器については、スイッチ付きテーブルタップを導入する。

⑦業者への要請

自販機の消灯と営業台数の制限、売店・食堂の営業時間の短縮及び看板の消灯について業者に対し協力を要請する。

## 5 節電効果の見込み

上記4の取組を実践することにより、機構全体で基準電力値16,064kWに対し、今年度夏期には機構全体では7.6%、制限緩和対象である病院を除く20施設では47.6%の節電が達成できる見込みである。

(別紙)

施設名		基準値 (kW)	制限緩和 水準	節電目標 (%削減)	備考 (テナント)	
労災病院	青森労災病院	1,550	0%	10.0		
	東北労災病院	1,450	0%	5.0		
	秋田労災病院	640	0%	0.8		
	福島労災病院	1,470	0%	3.0		
	鹿島労災病院	919	0%	1.9		
	千葉労災病院	1,421	0%	5.0		
	東京労災病院	1,008	0%	2.9		
	関東労災病院	1,266	0%	7.0		
	横浜労災病院	3,200	0%	6.2		
	燕労災病院	840	0%	5.0		
	新潟労災病院	1,400	0%	5.0		
看護学校	東北労災看護専門学校	195		25.0		
	千葉労災看護専門学校	226		25.0		
	横浜労災看護専門学校(※1)	—		—	—	
予防	東北労災予防医療センター(※1)	—		—	—	—
	東京労災予防医療センター(※1)					
	関東労災予防医療センター(※1)					
作業所	労災リハビリテーション宮城作業所	75		15.0		
	労災リハビリテーション千葉作業所	63		15.0		
産保	青森産業保健推進センター	9		15.0	民間ビル	
	岩手産業保健推進センター	4		15.0	民間ビル	
	宮城産業保健推進センター	7		15.0	民間ビル	
	秋田産業保健推進連絡事務所	4		15.0	民間ビル	
	山形産業保健推進センター	4		15.0	民間ビル	
	福島産業保健推進センター	4		15.0	民間ビル	
	茨城産業保健推進センター	5		15.0	民間ビル	
	栃木産業保健推進センター	5		15.0	民間ビル	
	群馬産業保健推進センター	10		15.0	民間ビル	
	埼玉産業保健推進センター	9	15.0	民間ビル		
	千葉産業保健推進センター	10	15.0	民間ビル		
	東京産業保健推進センター	22	15.0	民間ビル		
	神奈川産業保健推進センター	13	15.0	民間ビル		
	新潟産業保健推進センター	6	15.0	民間ビル		
	山梨産業保健推進連絡事務所	2	15.0	民間ビル		
本部	労働者健康福祉機構本部	227	15.0	民間ビル		

	基準値 (kW)	節電効果	
		(kW見込)	(%)
合計	16,064.0	1,213.4	7.6%
うち、労災病院を除く	900.0	426.0	(※2) 47.3%

(※1)横浜労災看護専門学校及び勤労者予防医療センター(3か所)については、病院との一括契約であるため、節電目標は設定していない。

(※2)一部期間のみに実施する節電対策の効果も含まれており、ピーク期間(時間帯)全体においてこの効果が生じるものではない。